

ICキャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうちICチップが付加されたカード（以下「ICカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫カード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫カード規定の定義によるものとします。

2. (ICカードの利用)

ICカードは、次の場合に利用することができます。

- ①当金庫所定のICカードが利用できる自動機を使用して預金に預入をする場合
- ②当金庫所定のICカードが利用できる自動機を使用して預金の払戻をする場合
- ③当金庫所定のICカードが利用できる自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- ④その他当金庫所定の取引をする場合
- ⑤当金庫および提携先の自動機のうちIC対応をしていない支払機では、ICカードを磁気ストライプカードとして利用できます。

3. (ICカードの発行時における手数料の取扱い)

新規発行、再発行で、ICカードを発行する際には、当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。

4. (ICカード対応自動機等の故障時の取扱い)

ICカード対応自動機等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

5. (ICチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) ICチップの故障等によって、ICカード対応自動機等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供サービスは利用することはできません。この場合、当金庫所定の方法により、すみやかに当金庫にICカードの再発行をお申出ください。
- (2) ICチップの故障等によって、ICカード対応自動機等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

6. (特約の変更)

- (1) 当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当金庫所定の方法で利用者に通知することにより、この特約を変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和5年12月4日)